

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：埼玉県（知事部局等）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	89.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	88.7%
全職員	83.5%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	97.5%
本庁課長相当職	103.6%
本庁課長補佐相当職	99.5%
本庁係長相当職	98.3%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	93.3%
31～35年	97.1%
26～30年	95.2%
21～25年	91.9%
16～20年	89.8%
11～15年	90.3%
6～10年	92.7%
1～5年	93.7%

【説明欄】

扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は90.6%、住居手当の受給者に占める男性の割合は73.1%である。

男性の時間外勤務時間が多く、一人当たりの時間外勤務手当の平均支給額における男性に対する女性の割合は90.1%となっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

* 「男女の給与の差異」は、前年度実績をおおむね3か月以内に公表するよう国から通知があったため、公表日時点における議会の認定に付される前の令和4年度に支給された給与額を基に算出しています。